

災害時における畳の提供等に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と「5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等に対する畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、福山市内において地震、津波、風水害等による災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難所等へ畳を必要とするときは、乙に対し畳の提供を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

- 第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に畳を提供するものとする。ただし、緊急の場合は、乙は甲の要請がなくとも協力できるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により畳の提供を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（畳の運搬及び引渡し）

- 第3条 甲は、要請した畳の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの畳の運搬は、乙が行うものとする。
- 2 前項の規定による畳の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。
- 3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

- 第4条 甲は、乙が畳を提供及び運搬する場合は、当該畳の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

- 第5条 乙が提供した畳及び運搬等に係る費用は無償とし、利用後の畳の処分は甲が行うものとする。

（協力体制）

- 第6条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに畳の提供ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練などに積極的

に参加するものとする。

(協定期間)

第7条 協定期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣直幹

乙 広島市西区三滝町17番14号
5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会
中国地区委員長 山下幸彦

様式 1 (第 1 条関係)

年 (平成 年) 月 日

5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会
中国地区委員長 山下 幸彦 様

福 山 市 長

災害時における量の提供要請書

災害時における量の提供等に関する協定書第 1 条に基づき、次の通り要請します。

引渡場所 (連絡先)	引渡日時	必要枚数	備考

様式 2 (第 2 条関係)

年 (平成 年) 月 日

福 山 市 長 様

5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会
中国地区委員長 山下 幸彦

災害時における畳の提供実績報告書

災害時における畳の提供等に関する協定書第 2 条に基づき、次の通り提供した畳の実績について報告します。

引渡場所	引渡日時	提供枚数	備考